

項目	質問No.	ご質問	回答
制度概要	1	今回の嵐山町新規創業支援金を給付する目的を教えてください。	新型コロナウイルス感染症の影響により地域経済が厳しい環境に置かれている中でも、町内で新たに創業する者に対し、支援金を給付することを目的としています。
	2	対象者及び要件を教えてください。	詳しい内容は町ホームページ及び申請の手引きをご覧ください。 (対象者) ・嵐山町商工会の支援を受け、創業計画を策定した創業者であること。 ・今後3年以上継続して町内で事業を行う意思があること。 ・農業を主としている場合は、認定新規就農者であること。 ※ここでの創業者とは？ 事業を営んでいない個人又は新設した法人が事業を開始するにあたって、令和3年1月1日から令和4年1月31日の間に創業し、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者で、町内に本社又は本店を有する法人及び主たる事業所を有する個人事業主のうち、次のいずれかに該当する場合をいう。 ・法人の場合、法人税法(昭和40年法律第34号)第148条に規定する法人設立届出書を税務署に提出していること。 ・個人の場合、所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業届を税務署に提出していること。 (対象事業) ・創業者が行う販売促進への取組に関する事業 (対象経費) ①機械装置等費 ②広報費(チラシ作成費、ホームページ制作等) ③展示会等出店費 ④その他販売促進に関連するもので、町長が認めるもの
	3	給付金額について教えてください。	女性創業者・若手創業者: 上限25万円 一般創業者: 上限15万円 ※若手創業者とは、申請年度の4月1日から3月31日までの間で45歳以下の者 ※令和2年度または令和3年度嵐山町創業塾受講者は上限金額に5万円を上乗せした金額を給付します。
	4	給付金を複数回受けることは可能ですか。	今回の町の給付金は1事業者につき1回までです。
	5	既に事業を営んでいる法人の経営者が個人として創業する場合は、対象となりますか。	対象となりません。 全く事業を営んでいなかった個人、法人が対象となります。 期間以前より事業を営んでいる個人又は法人が新事業、新分野に進出する経営多角化や事業転換を図る場合は不給付要件に該当します。
	6	今まで開業届を提出していませんでしたが、今回新たに提出した場合、対象となりますか。	対象となりません。 あくまでも、全く事業を営んでいなかった個人、法人が対象となります。
	7	経営者が変更になったため、新たに開業届を提出し直した場合は、対象となりますか。	対象となりません。 既存事業を承継した形での創業は対象外となります。
	8	国の「小規模事業者持続化補助金」や町の「販売促進支援金」などとの併給は可能ですか。	可能です。
	9	嵐山町創業塾に参加していなくても、申請は可能ですか。	可能です。 ただし、金額の上乗せはありません。 なお、令和3年度嵐山町創業塾は、秋以降にオンラインでの開催を検討しております。
	10	創業計画の様式はどこにありますか。	創業計画の様式は任意のもので構いませんが、嵐山町商工会の支援を受けることが要件となっておりますので、申請をお考えの方は必ず、嵐山町商工会へご相談をお願いします。 ※嵐山町商工会で様式等についても説明を受けることができます。 ※認定新規就農者による申請の場合は、事前に町企業支援課へご相談ください。

項目	質問No.	ご質問	回答
申請から 給付関係	11	申請書はどこに提出すればよいですか。	郵送又は窓口への持参をお願いします。 新型コロナウイルス感染拡大の防止のため、郵送での申請が望ましいですが、以下窓口で受付を行っております。 【郵送先】 〒355-0211 埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030-1 嵐山町役場 企業支援課 御中 ※(新規創業者支援金申請書在中)と朱書きをお願いします。 【窓口】 嵐山町 企業支援課 嵐山町商工会 ※申請前に必ず、嵐山町商工会に確認を行ってください。
	12	提出した各種資料の返却は可能ですか。	原則、ご提出いただいた資料の返却は行っていません。 申請書の写しをとるなど、事前に対応をお願いします。
	13	申請書はどこで手に入りますか。	町ホームページよりダウンロードが可能です。 また、嵐山町 企業支援課、嵐山町商工会の窓口でも入手可能です。
	14	郵送で申請する場合の郵送料は申請者負担ですか。	大変申し訳ありませんが、申請者のご負担をお願いします。
	15	申請してから振込みまでどのくらいの期間を要しますか。	申請されたタイミングによりますが、2週間～3週間程度のお時間をいただきます。 手続きの方は迅速に進めさせていただきます。 なお、申請書が届き次第、順次審査し、手続きを進めています。
	16	嵐山町新規創業者支援金が給付されるかどうかはどのように確認することができますか。	給付が決定された方には、「嵐山町新規創業者支援金給付決定通知書」を送付しております。
	17	嵐山町新規創業者支援金は課税の対象になりますか。	本給付金は課税対象になります。 この給付金は、税務上、益金(個人事業主の場合は、総収入金額)に算入されます。 ただし、損金(個人事業主の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税対象となりません。